

令和2年高島市教育委員会
第3回定例会議事日程

日 時 令和2年3月24日(火)
午前9時30分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和2年第2回定例会会議録の承認
3. 令和2年第1回臨時会会議録の承認
4. 令和2年第2回臨時会会議録の承認
5. 会議録署名委員の指名

委員 委員

6. 議事
 - 日程第1 議第6号 高島市山の子天文台の管理運営に関する規則案
 - 日程第2 議第7号 高島市スポーツ推進委員の委嘱について
 - 日程第3 議第8号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について
 - 日程第4 議第9号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について
7. 報告事項
 - 報告第3号 令和2年3月高島市議会定例会一般質問の概要報告

8. 今後の日程

- ・令和2年教育委員会第3回臨時会

日時：令和2年3月31日（火）午前11時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

- ・令和2年教育委員会第4回定例会

日時：令和2年4月27日（月）午後1時30分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

- ・令和2年教育委員会第5回定例会

日時：令和2年5月 日（ ）午前・午後 時 分

場所：

議第6号

高島市山の子天文台の管理運営に関する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市山の子天文台の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高島市山の子天文台の設置および管理に関する条例（令和元年高島市条例第28号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、高島市山の子天文台（以下「天文台」という。）の管理および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 高島市教育委員会（条例第9条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に天文台の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条から第5条まで、第7条および第8条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、または退館を命ずることができる。

- (1) 施設の秩序を乱し、または乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼすおそれがあると認められる者
- (3) 天文台の施設または設備を損傷するおそれがあると認められる者
- (4) その他高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指示に従わない者

(入館者の遵守事項)

第3条 天文台の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 天文台の施設または設備を損傷しないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) あらかじめ教育委員会の承認を受けた場合のほか、館内において、物品を販売し、飲食物を提供し、印刷物を配布し、ポスターを貼付し、または看板、垂れ幕、旗ざお等を持ち込まないこと。

(4) その他教育委員会が指示する事項

(施設の使用等に係る承認の手續)

第4条 条例第4条第1項前段の規定による申請は、使用承認申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。

2 前項に規定する使用承認申請書は、使用しようとする日の10日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、条例第4条第1項前段の規定による承認（以下「使用承認」という。）をするときは、使用承認書を当該承認の申請した者に交付するものとする。

4 第1項および前項の規定は、条例第4条第1項後段の規定による申請について準用する。この場合において、第1項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、前項中「使用承認書」とあるのは「使用変更承認書」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 条例第4条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。

(2) あらかじめ教育委員会の承認を受けた場合のほか、物品を販売し、飲食物を提供し、印刷物を配布し、またはポスターの貼付をしないこと。

(3) その他教育委員会が指示する事項

(使用料の減免)

第6条 条例第5条第4項の規定により、使用料を減額し、または免除することができる場合および金額は、次のとおりとする。

(1) 市または教育委員会が主催または共催する事業に使用するとき。免除

(2) その他市長（指定管理者に天文台の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）が特に減額し、または免除する必要があると認めるとき。市長が定める額

2 条例第5条第4項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、第4条に規定する使用承認申請と同時に使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(施設の変更等の承認の手續)

第7条 条例第6条ただし書きの規定による承認の申請は、あらかじめ施設変更等申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。

(使用の取消しの届出)

第8条 使用者は、使用承認を受けた施設の使用を取り消そうとするときは、速やかに使用取消届出書に使用承認書を添付して教育委員会に届け出なければならない。

(損壊等の届出)

第9条 条例第8条第2項の届出は、施設損壊等届出書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。

(使用時間等の変更の承認の手続)

第10条 条例第10条の規定による承認の申請は、あらかじめ使用時間等変更承認申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の承認の手続等)

第11条 条例第11条第3項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ利用料金承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 指定管理者は、条例第11条第3項前段の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第11条第3項後段の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

(利用料金の還付の承認の手続)

第12条 条例第11条第5項ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ利用料金還付承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の減免の承認の手続)

第13条 条例第11条第6項の規定による承認の申請は、あらかじめ利用料金減免承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(使用承認申請書等の様式)

第14条 この規則に規定する使用承認申請書その他の書類の様式は、教育委員会が別に定める。ただし、指定管理者に天文台の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、第4条、第6条第2項および第7条から第9条までに規定する書類の様式は、指定管理者が別に定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、天文台の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(高島市青少年自然体験施設椋川山の子学園の管理運営に関する規則の廃止)

- 2 高島市青少年自然体験施設椋川山の子学園の管理運営に関する規則(平成20年教育委員会規則第7号)は、廃止する。

議第7号

高島市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和2年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項の規定により、
高島市スポーツ推進委員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

高島市スポーツ推進委員一覧表

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

氏名	スポーツ推進 委員年数 (R2.03.31時点)	専門種目等
木下喜良	初	Enjoyマキノ運営委員
井花春美	14	体操・健康運動指導士 高島市スポーツ協会副会長 マキノ地域スポーツ振興会副会長
竹脇一美	4	スキー・ボーリング
寺井治幸	3	サッカー マキノサッカースポーツ少年団指導者
中村真由美	6	バレーボール
山本涉	15	剣道 今津地域スポーツ振興会理事 小学校教頭
笠原米和	初	クロスカントリースキー クロスカントリースキー競技運営指導員
木下ます美	初	剣道・バレーボール
高田ゆかり	8	バレーボール 今津地域スポーツ振興会理事
奥村竜二	8	ソフトボール 今津地域スポーツ振興会理事
石田雅子	初	元健康推進員
伊崎一朗	7	卓球、中学校教諭 今津地域スポーツ振興会理事
上原忍	2	スキー・バレーボール 朽木地域スポーツ振興会理事
河合広雄	14	サッカー・ゴルフ 朽木地域スポーツ振興会理事
武田基裕	14	スキー、朽木地域スポーツ振興会理事 全日本スキー連盟指導員 全日本職業スキー連盟指導員
岸本泰子	8	バレーボール 朽木地域スポーツ振興会理事 朽木スポーツ少年団指導者

氏 名	スポーツ推進 委員年数 (R2.03.31時点)	専門種目等
田 邊 栄 美 子	20	バレーボール 安曇川バレーボールスポーツ少年団指導者 安曇川地域スポーツ振興会理事
梶 谷 明 美	2	バドミントン
清 水 英 和	初	野球
永 島 賢	初	バレーボール
川 越 秀 樹	2	バレーボール
添 田 将 智	2	バレーボール
井 上 幸 子	6	バレーボール
梅 村 晶 子	6	バレーボール
田 中 孝 夫	37	ソフトボール 高島地域スポーツ振興会理事
澤 悦 弘	4	テニス、中学校校長 高島地域スポーツ振興会理事
吉 村 光 弘	初	マラソン、野球、ラグビー 高島地域スポーツ振興会理事
堤 千 賀 子	8	バレーボール 高島地域スポーツ振興会理事
木 津 紘 子	8	バレーボール 高島地域スポーツ振興会理事
川 島 浩 之	20	柔道 新旭地域スポーツ振興会理事
川 口 め ぐ み	15	陸上競技・バレー 新旭地域スポーツ振興会理事
井 保 竜 也	15	スキー、新旭地域スポーツ振興会理事 高島市スポーツ少年団副本部長
饗 庭 一 弥	2	ソフトテニス 新旭地域スポーツ振興会理事 中学校教頭
清 水 佳 治	8	野球・ソフトテニス 新旭地域スポーツ振興会理事 中学校教頭
足 立 久 美 子	6	バレーボール 新旭地域スポーツ振興会理事

議第8号

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和2年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定により、
高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師に次の者を委嘱すること
につき、議決を求める。

記

別紙のとおり

学校医・学校歯科医・学校薬剤師 委嘱者一覧

(任期：令和2年4月1日から令和3年3月31日)

医院名	担当医	担当校
学校医（内科）	15名	
マキノ病院	河原 敦	マキノ東小・マキノ西小・マキノ南小・マキノ中
あいりんクリニック	前田 昌彦	今津北小・朽木東小・朽木西小・朽木中
おかだ小児科医院	岡田 清春	今津東小
藤井医院	藤井 恒夫	今津中
前川クリニック	前川 源司	今津東小・今津中
けいこピュアクリニック	岸本 景子	今津東小・今津中
東医院	東 正久	青柳小
澤村医院	澤村 松彦	安曇小・安曇川中
多胡クリニック	多胡 博雄	本庄小・安曇小・安曇川中
氷室内科医院	氷室 実	安曇川中
おざさ医院	小篠 一彦	高島小・高島中
片岡クリニック	片岡 謙	新旭南小・湖西中
湖西クリニック	納富 隆	新旭南小・湖西中
澤村クリニック	澤村 五茂	新旭北小
本多医院	本多 朋仁	新旭北小

学校医（耳鼻科）	1名	
山内耳鼻いんこう科	山内 一浩	マキノ東小・マキノ西小・マキノ南小・マキノ中 今津東小 ・今津北小 ・今津中 朽木東小 ・朽木西小 ・朽木中 安曇小 ・青柳小 ・本庄小 ・安曇川中 高島小 ・高島中 新旭南小 ・新旭北小 ・湖西中

学校医（眼科）	3名	
中西眼科医院	中西 紀典	マキノ東小・マキノ西小・マキノ南小・マキノ中 今津東小 ・今津北小 ・今津中 朽木東小 ・朽木西小 ・朽木中
はれやま眼科	晴山 正志	安曇小・青柳小・本庄小・安曇川中
やすはら眼科クリニック	安原 徹	高島小 ・高島中 新旭南小・新旭北小・湖西中

医院名	担当医	担当校
学校歯科医	17名	
林歯科医院	撰 能理子	マキノ西小・マキノ南小・マキノ中
藤本歯科医院	藤本 篤	マキノ東
弘部歯科医院	弘部 健次	今津東小・今津中
堀井歯科医院	堀井 長幸	今津北小・今津中
前川歯科医院	前川 幹男	今津東小・今津中
原田歯科医院	原田 直一	今津東小
おおやま歯科クリニック	大山 恒徳	安曇小・安曇川中
なかの歯科	中野 公	安曇川中
安原歯科医院	安原 善蔵	本庄小
山本歯科医院	山本 修	朽木西小・安曇小・安曇川中
横木歯科医院	横木 薫	青柳小
あだち歯科クリニック	足立 剛	朽木東小・朽木中
かくたに歯科クリニック	角谷 慶範	高島小
金田歯科医院	金田 常和	高島中
野上歯科医院	野上 昌義	新旭北小
藤本歯科医院	藤本 洋子	湖西中
まつだ内科・歯科クリニック	松田 直哉	新旭南小

学校薬剤師	15名	
共創未来高島薬局	瀧 江都子	マキノ東小
共創未来高島薬局	田中 早苗	マキノ西小・マキノ中
調剤薬局マリーン	吉村 光弘	マキノ南小
りんご薬局	林 真吾	今津東小
たんぽぽ薬局 高島店	岡尾 弘美	今津北小
フタバ薬局 新旭店	沖津 敏子	今津中
ケーエーシー薬局	上村 るり子	朽木東小・朽木中
たかひげ調剤薬局	宮川 仁紀	朽木西小
	保井 洋平	安曇小
ルックドイ薬局 安曇川店	戸井 恵子	青柳小
ユタカ薬局安曇川	岡田 慎也	本庄小
ルック・ドイ薬局 高島支店	藤野 京子	安曇川中
ふれあい薬局/今津	手柴 順子	高島小・高島中
ひかり薬局	藤原 栄子	新旭南小
とうじゅ薬局	山川 邦之	新旭北小
みつばち調剤薬局	垣本 修吾	湖西中

議第9号

高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

高島市立学校学校運営協議会設置規則（平成30年高島市教育委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、次の者を高島市立学校学校運営協議会委員に任命することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

令和2年度 高島市立学校学校運営協議会委員名簿

【小学校】

学校	氏名	備考	再・新任
マキノ東小	平松 成美	絵本による街づくりの会	再任
	竹村 綾子	主任児童委員・スクールガード	再任
	大賀 久司	令和元年度PTA会長	再任
	福井 朝登	令和2年度PTA会長	新任
	辻 孝夫	元民生委員・児童委員	新任
マキノ西小	出口 健	元青少年育成市民会議会長	再任
	野崎 正明	石庭区社会教育推進員	再任
	木下 豊子	主任児童委員	新任
	安井 真樹	令和元年度PTA会長	新任
	山口 麻耶	令和元年度PTA母親代表 市職員	新任
マキノ南小	水谷 芳純	RI学運協会長 元民児協会長	再任
	桂田 義直	RI学運協委員	再任
	中川 公	RI学運協委員 元市職員	再任
	西澤 律子	RI学運協委員	再任
	八幡 耕一	RI学運協委員 龍谷大准教授	再任
今津東小	小林 忠伸	社会教育委員	再任
	神田 真保	保護者	新任
	桂田 孝司	少年補導委員	再任
	桂田 美奈子	学校ボランティア	再任
	川崎 弘	市職員・元PTA会長	新任
今津北小	増田 修学	通学路アドバイザー	再任
	吉里 昇	はこだて応援団 団長	再任
	佐々木 善宏	令和元年度PTA副会長	再任
	中村 敏子	民生委員・児童委員	新任
	松井 香奈	保護者	新任
安曇小	永谷 武久	元PTA会長	再任
	八代 章	元PTA副会長	再任
	中村 友則	安曇コミュニティ会長	再任
	平井 美佐子	元民生委員・児童委員	新任
	山下 康祐	令和2年度安曇小PTA会長	新任
青柳小	川崎 由雅	会社員	再任
	淵田 泰士	工芸会社社長	再任
	田中和 男	元民生委員・児童委員	再任
	内田 勝利	青柳コミュニティ会長	再任
	西川 篤史	令和2年度PTA会長 市職員	新任
本庄小	吉田 正美	学校ボランティア	新任
	三上 慈雲	住職	再任
	鈴木 正人	民生委員・児童委員	新任
	八木 武	元民生委員・児童委員	新任
	安原 則子	保護者 学校ボランティア	再任
高島小	北村 一博	高島小学校同窓会理事 地元企業社長	再任
	白井 稔	滋賀県庁総合企画部国際課長	再任
	門地 聡	保護者 元PTA会長	再任
	川那部 京子	保護者 元PTA役員	再任
	山本 永子	学校ボランティア	新任

学校	氏名	備考	再・新任
新旭南小	栗原和恵	少年補導委員	再任
	平樂康男	青少年育成市民会議会長	再任
	八田忍	おうみ通学路交通アドバイザー	再任
	山川広泰	令和2年度PTA会長	新任
	加藤武志	令和2年度PTA副会長	新任
新旭北小	森田一男	ボランティアサークル代表	再任
	山本恵子	少年補導委員	再任
	伊庭郁夫	スポーツ少年団指導者	再任
	大藤美左子	新旭学童やまびこ	再任
	本田一枝	保護者 学校ボランティア	再任

【中学校】

学校	氏名	備考	再・新任
マキノ中	左崎政代嗣	自営業	再任
	柏原甚也	元教員・教育会会長	再任
	青谷寿恵廣	藤波園園長	再任
	栗本重亮	自営業	再任
	小川祥枝	市職員	新任
	高木亜矢	学校ボランティア	新任
今津中	永易晃	サポーター会会長	再任
	畑中信子	サポーター会副会長	再任
	野下弘	サポーター会元会長	再任
	森山敦子	サポーター会会員	再任
	井上佳郎	サポーター会会員	再任
朽木中学校区	清水信太郎	朽木西小学校同窓会長	新任
	角田泰男	朽木西小学校スクールガード	新任
	尾中圭	元高等学校長	新任
	加藤みゆき	元高島市教育委員	再任
	山原恵子	主任児童委員・少年補導委員	再任
	越智茂代	民生委員・児童委員	再任
	坂井田あすか	保護者	再任
安曇川中	嶋崎ひな子	朽木住民福祉協議会会員	新任
	清水百合子	自営業	再任
	岡島努	元PTA会長	再任
	才川眞幸	会社経営	再任
	馬場眞佐美	歯科衛生士	再任
高島中	川越正剛	青柳郵便局長	再任
	中田國博	会社役員	再任
	今西直恵	学校の協力員	再任
	釈迦浩爾	住職・元PTA会長	再任
	伊藤隆樹	保護司	再任
湖西中	佐藤正之	令和2年度PTA会長	新任
	山川和子	元小学校教員	再任
	川島美穂	主婦	再任
	橋本妙子	元こども園長	再任
	吉見大	会社経営	再任
	服部哲也	会社役員	新任
	清水潤平	市職員	再任
	岸本広樹	市職員	新任
加藤智彦	市職員	新任	

任期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで